

今治市中心市街地まちづくり基本計画策定支援業務
公募型プロポーザルへの質問及び回答の公表について

番号	質問箇所	質問内容	回答
1	—	今年度の「まちづくり基本計画策定支援業務」を受託した場合、次年度以降の業務（都市基盤整備や複合庁舎整備等の設計業務）への参画に対して、何らかの制約が発生するでしょうか。	特段の制約は発生しません。
2	—	今回のまちづくり基本計画策定後、都市基盤施設や複合庁舎の整備（計画、設計、施工）はどのようなスケジュールで進める予定でしょうか。	当該業務において、検討することとなります。
3	—	本業務について、管理技術者等の資格等の基準はありますでしょうか。	特に基準は設けていませんが、業務委託契約書（案）に示す当該業務に関する責任と権限をそれぞれ有する者として適格な者を定めてください。
4	—	企画提案書作成の参考のため、令和4年度「今治市中心市街地まちづくり構想実現化方策検討業務」の業務報告書等の内容について、事前に資料提供いただくことはできませんでしょうか。	事前に資料提供することはできません。企画提案書の作成に当たっては、現時点で今治市役所ホームページにおいて公開している情報を参考にしてください。